

林業公社だより

2025
No.17



News from Nagano Prefecture Forestry Corporation

公益社団法人 長野県林業公社

令和7年(2025年) 8月8日発行

〒380-8567 長野市大字中御所字岡田30-16 (長野県林業センタービル2階)

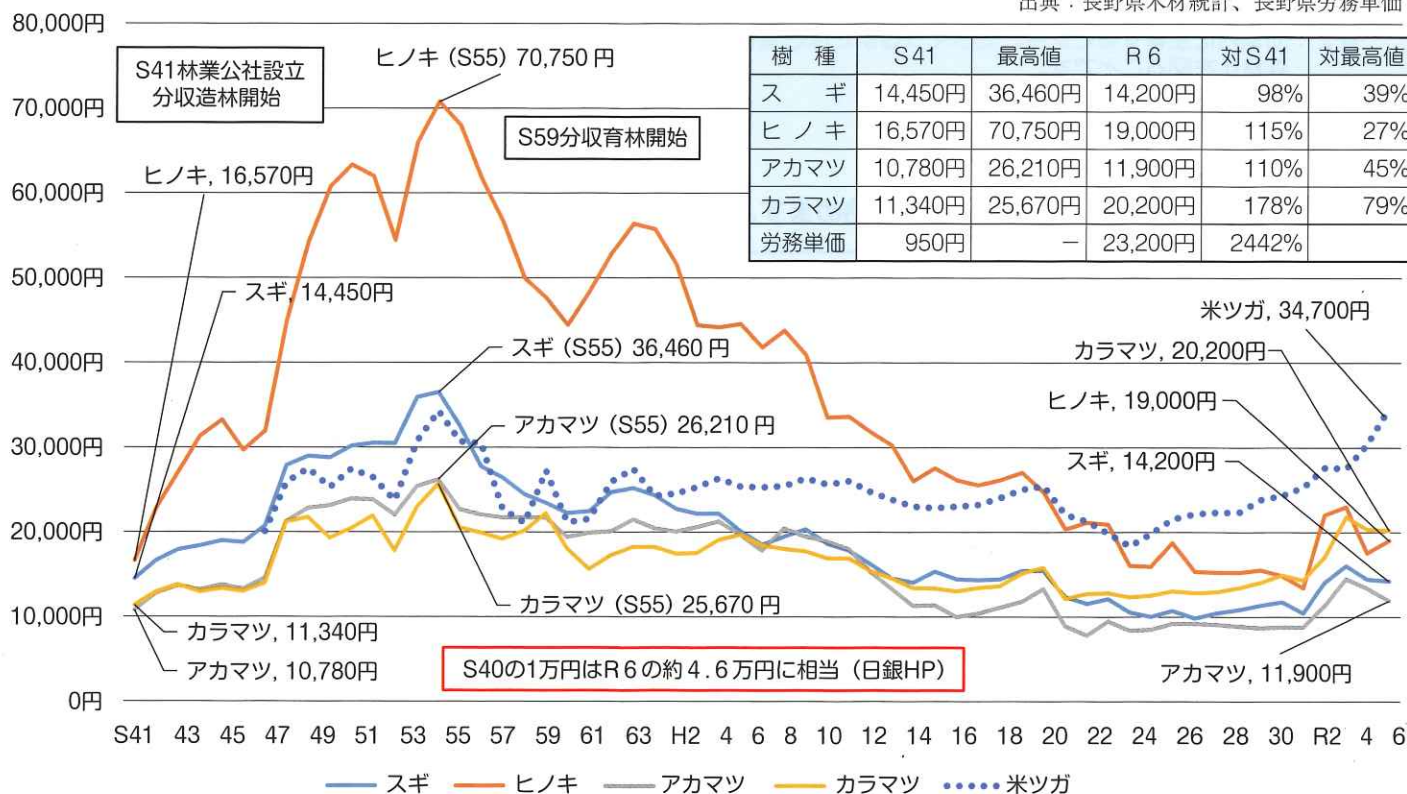
TEL. 026-228-7211 FAX. 026-228-1200 URL. <http://www.nagarin.or.jp> E-mail. kousya@nagarin.or.jp

長野県の木材価格(素材)の推移

長野県の木材価格は、昭和55年をピークに下落していたものの、令和2年のウッドショックから上昇に転じていました。しかし令和4年をピークに若干減少しました。木材価格は昭和41年の公社設立当時に比べカラマツは2倍、それ以外は同程度ですが、労務単価は約24倍になっており、分収林の木材収益にとって厳しい状況です。なお、米ツガは、円安ドル高の影響と輸送コストの高騰により、ウッドショック終了後も価格の上昇が続いています。

長野県の木材価格の推移

出典：長野県木材統計、長野県労務単価



Contents

長野県の木材価格の推移	1
【特集1】主伐(立木の収穫)の時期が近づいたら	2
【特集2】J-クレジットについて	3
令和6年度の実績及び令和7年度の計画	4
【Topics】令和8年度から第3次長野県林業公社経営改革プランが始まります。	5
【おしらせ①】～林業公社からのお願い～	5
【おしらせ②】～林業公社の窓口を紹介します～	5
【令和7年度の定時総会を開催しました】	6

長野県林業公社では収益が得られると評価した分収林団地について、主伐（立木の収穫）の時期が近づいた※¹ら、土地所有者様に主伐の方法をご相談しますのでご承知おきください。また、公社との契約期間もご確認ください。

主伐後は、公社との契約が終了します。その後の森林の管理は土地所有者様に戻ります。

管理については、植林等、土地所有者様にとってご負担が大きいことは承知しています。

植林による森林化だけでなく、森林管理のコストを低減するために、天然更新※²を意識した伐採方法もありますので、公社から相談がありましたら、主伐の方法についてのご検討をお願いします。

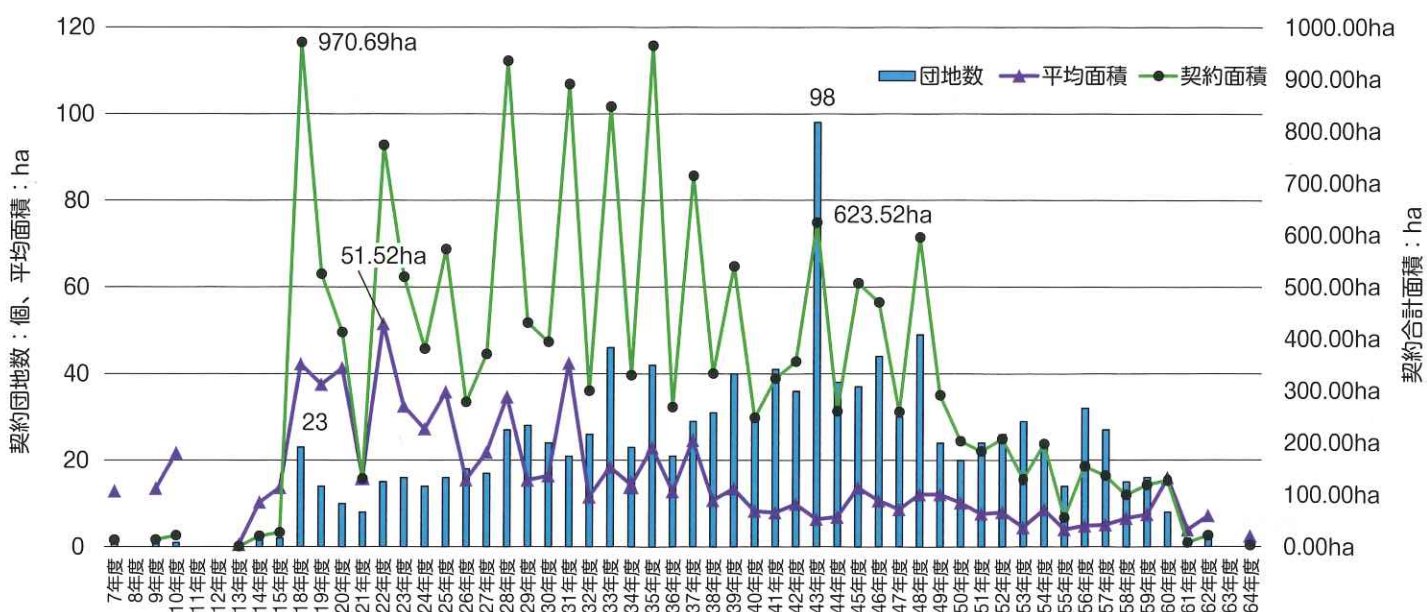
また、公社分収分のみ伐採する、または伐採せずに土地所有者様に公社分収分相当額をご負担いただくことも可能です。

※ 1：契約期間終了の概ね5から10年前で団地によって異なります。なお、契約期間とは分収林契約書の「地上権存続期間」のことです。

※ 2：団地内に生育するヒノキ、カラマツ等または広葉樹からの種子の落下や団地周辺の木々からの種子の飛散により、森林化を図ることです。

【契約を終了する団地は令和18年度から増え始めます。】

契約を終了する団地数と面積の推移



契約合計面積：ha

平均面積：ha

団地数

契約面積

契約面積

契約面積

長野県林業公社では、令和3年度から「ゼロカーボン達成に向けた森林管理プロジェクト」としてJ-クレジットの創出及び販売を進めています。

目的は、森林経営計画に基づいて適切な森林管理を行い、CO₂吸収を促し、地球温暖化防止に貢献することです。

J-クレジットとは、間伐などの保育活動によって森林が吸収した二酸化炭素量を国がクレジットとして認定し、創出した公社が、二酸化炭素を排出する企業様へ販売するものです。

企業様は、購入したJ-クレジットで二酸化炭素の排出量をオフセット（相殺）します。

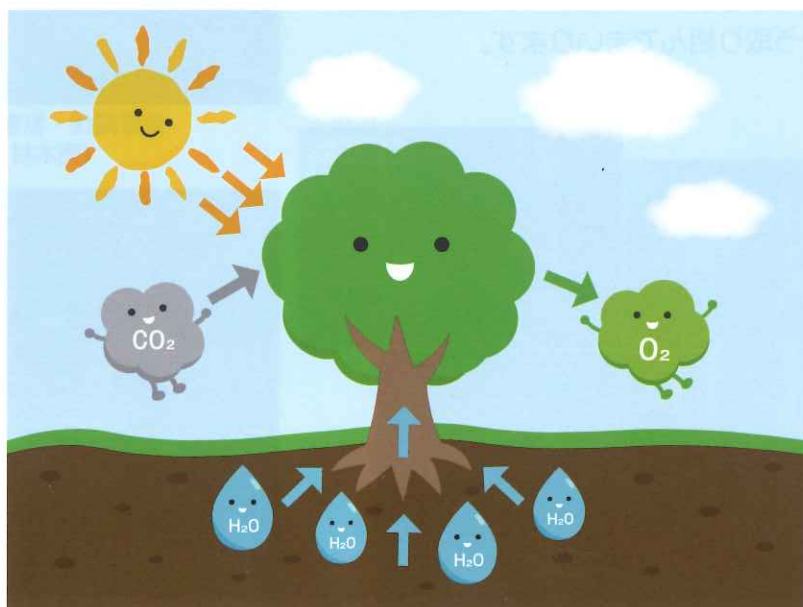
また、J-クレジットの販売によって得られたお金は公社の森林整備活動に使います。

令和7年6月現在、創出されたJ-クレジットの総量は791 tで、そのうち475 tのクレジットを販売しました。

柱や桁などの建築用材として利用する乾燥した木材の重量の半分は炭素でできており、この炭素は、森林として生育している時に光合成で吸収した二酸化炭素からできています。例えば、適切に手入れされている36～40年生のスギ人工林は1ヘクタール当たり約83 tの炭素（ヘクタール当たりの幹材積337 m³、およそ樹高20m、平均直径20cmのスギが1ヘクタールに1,000本ある林分の材積量）、二酸化炭素量に換算すると約304 tを蓄えていると推定されます（出典：林野庁ホームページ）。

また、一般家庭で一人当たりの年間の二酸化炭素排出量は1.764 t（出典：温室効果ガスインベントリオフィス）なので、J-クレジットを2 tご購入いただければ二酸化炭素排出量をオフセット（相殺）したことになります。

現在は、令和6年度から始めた新たな取組である企業様との共同により、さらなるJ-クレジットの創出に取り組んでいるところです。



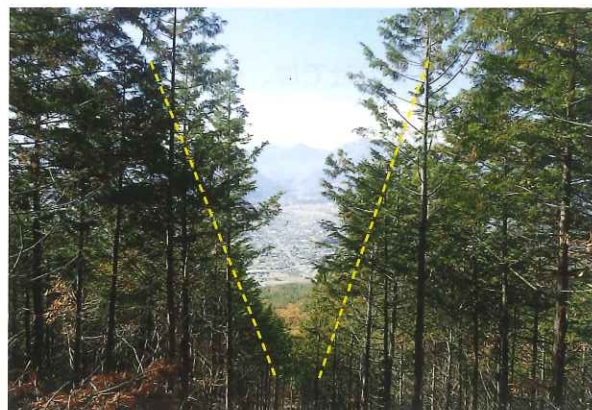
令和6年度事業実績・令和7年度事業計画について

当公社では、契約地の森林の適切な保育を通じ、水源のかん養や県土の保全など、森林のもつ公益的機能の向上を図るとともに、将来的な県産材の安定供給に資するため、森林整備に努めています。

最近の施業は、間伐や間伐材を搬出するための作業道の開設等を中心に計画していますが、入札しても応札者の収益が上がらないことから不調不落が発生しています。また、将来の木材収益に影響をもたらす二ホンジカやツキノワグマの剥皮被害が多く、獣害防除の事業が多くなっています。

事業内容	令和6年度実績	令和7年度計画
除伐 (ha)	—	—
保育間伐 (ha)	138	111
搬出間伐 (ha)	11	51
つる切 (ha)	—	22
獣害防除 (ha)	91	86
作業道開設 (m)	1,779	7,180
作業道補修 (m)	2,176	2,600
分収林等施業転換推進事業 (分収割合の変更契約等に 係る業務) (千円)	3,497	2,998
事業費 (千円)	92,106	126,023
受託事業 (千円)	6件 14,382	9,800

土地所有者の皆様に分収できるよう、令和7年度は搬出間伐及び作業道開設によりいっそう取り組んでまいります。



搬出間伐（列状間伐）
（大町市 霊松寺）



作業道開設（大町市 霊松寺）



保育間伐・獣害防除（テープ巻）
（売木村 プナノ峰）



搬出間伐（栄村 上ノ原②）



獣害防除（ネット巻）
（平谷村 餅小屋）

当公社については、平成24年度の県の外郭団体等検討委員会において、「引き続き経営改善の推進」の方針が示され、平成25年度の林業公社経営専門委員会による検討の結果、「徹底した経営改善の推進」を前提に公社を存続することが望ましいとする報告書が提出されました。

公社では、平成26年6月策定の長野県林業公社経営改革プラン（H26～R2）及び令和3年5月策定の第2次改革プラン（R3～R7）に基づき、徹底した経営改革の推進と実行体制の強化に取り組んできました。

また、長野県林業公社経営改革プラン推進会議からは、「第3次プランは、これまでの経営改革や基盤づくりの延長ではなく、意欲的なもの、チャレンジングなものであって欲しい。」との意見をいただいています。

これまでの検証や自己評価、いただいた意見を踏まえて、よりよい実効性のあるプランの策定に努めてまいります。

お知らせ① ～林業公社からのお願い～

○契約者の皆様への「公社だより」の送付について

- ・昨年度に続き、今年度も当公社と御契約いただいている関係の皆様全員に「林業公社だより」をお送りいたします。
- ・相続等で土地所有者の変更や住所の変更等がありましたら、当公社までご一報ください。

○相続等の手続きについて

- ・公社の契約団地のうち、相続人が不明のため、間伐材の販売収入や立木補償料などを土地所有者にお支払いできず、長野地方法務局に供託した事例があります。平成23年度以降、6件（10人分）発生し、12万円余が供託されています。
- ・将来、主伐による収益を土地所有者の**皆様に確実に支払いますよう**、相続等が発生したときは手続きをお願いします。
- ・相続等の手続きが完了したとき、住所や共有林の代表者に変更があったときなどは、公社までご連絡ください。

○契約地の現状確認等のお願い

- ・公社有林の誤伐の防止や森林の適正な管理のため、土地所有者の皆様も定期的に公社契約地の状況を確認されますよう、ご協力をお願いします。
- ・公社有林内で誤伐やゴミの不法投棄、病虫獣害等を発見したときは、ご一報ください。

お知らせ② ～林業公社の窓口を紹介します～

林業公社における各課等の担当業務は次のとおりです。お気軽にご質問、ご要望をお寄せください。

- ・公社の運営、経理、予算等に関すること …………… 総務課
- ・契約森林の整備等、事業に関すること } …………… 森林整備課
- ・公社有林の分収林契約等に関すること }
- ・公社全般に対するご意見、ご要望等について …… 副理事長、専務理事
- ・その他、上伊那（松本）、南信州、木曽、松本（上伊那）の各地域振興局内に契約地の現場を管理する「業務主任」を配置しています。（上伊那と松本は、兼務で対応しています）

メールでのお問い合わせは、「kousya@nagarin.or.jp」をお願いします。

令和7年度の定時総会を開催しました

令和7年度の定時総会を2年ぶりに対面で6月20日に開催しました。

審議事項は、任期満了に伴う「役員の選任について」と「役員の報酬及び費用に関する規程の一部改正について」で、報告事項は、令和6年度業務報告及び決算について、令和7年度事業計画及び収支予算書等について、第2次経営改革プランの実施状況について、それぞれ報告しました。

なお、令和7年度からの新たな役員は下記名簿のとおりです。また総会後の理事会で理事長、副理事長、専務理事が決まりました。

●長野県林業公社役員名簿

(任期：令和7年6月20日～令和9年度定時総会終結時)

役 職 名	氏 名	他 の 職 名
理事(理 事 長)	新 田 恭 士	長 野 県 副 知 事
理事(副理事長)	向 山 繁 幸	
理事(専務理事)	太 田 明	事 務 局 長
理 事	根 橋 幸 夫	長 野 県 林 務 部 長
//	両 角 正 芳	立 科 町 長
//	羽 田 健一郎	長 和 町 長
//	武 居 保 男	辰 野 町 長
//	大久保 健 一	根 羽 村 長
//	越 原 道 廣	王 滝 村 長
//	太 田 守 彦	筑 北 村 長
//	須 沢 和 彦	松 川 村 長
//	藤 沢 敏 和	高 山 村 長
//	宮 川 幹 雄	栄 村 長
//	村 松 敏 伸	長野県森林組合連合会 代 表 理 事 専 務
// (外部理事※)	丸 山 勝 規	(一財)長野県林業労働財団 理 事 長
監 事	清 水 治 良	税 理 士 ・ 公 認 会 計 士
//	勝 野 一 成	阿 南 町 長
//	向 井 裕 明	南 木 曾 町 長

※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、自律的なガバナンスの充実や法人運営の透明性の向上を目的に1人以上のいわゆる外部理事を置くことが新たに規定されました。

林業公社からの お知らせ

林業公社では、社員や契約者の皆様をはじめ、より多くの県民の方々に、「ホームページ」や「林業公社だより」を通じ、林業公社に関する情報を積極的に発信したいと考えています。

公社に対するご意見、ご要望などを、FAXやE-mail等でお寄せください。



ぜひ、ご覧ください!!

